様式第１号（第５条関係）

　　　　令和　　年　　月　　日

広島県中小企業団体中央会

会　長　伊　藤　學　人　 殿

申請者　　住　　所

名　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

電話・ＦＡＸ

Ｅ－ｍａｉｌ

担当者名

省エネ・CO２削減対策支援事業費補助金交付申請書

　省エネ・CO２削減対策支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第５条第１項の規定に基づき，添付書類を添え，下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定を受けた国の補助金（該当箇所にチェック） | □【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金（区分(C)指定設備導入事業）（令和４年度補正予算事業）　　第一次公募分　□【経済産業省】省エネルギー投資促進支援事業費補助金（区分(C)指定設備導入事業）（令和４年度補正予算事業）第二次公募分 |
| 補助事業の目的と内容 | 上記補助金交付申請書一式の写しのとおり |
| 補助事業の経費配分 |
| 補助金交付申請額（千円未満は切り捨て） |  |

２　補助事業の開始及び完了予定期日

　　　交付決定日　～ 令和　　年　　月　　日

３　補助事業を実施する施設の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 施設の業態（該当箇所にチェック） | □中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者※中小企業者のみ業種を選択（該当するチェックボックスにチェック） □製造業 　□電気・ガス □運輸・通信業 □卸売・小売・飲食業 □サービス業 □その他□みなし大企業□中堅事業□医療法人 □社会福祉法人 □学校法人 □一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 □組合・連合会 □個人事業主□特定非営利活動法人　　　□その他 |

４　暴力団排除に関する誓約

* 様式第１号（第５条関係）別紙１に基づき，暴力団排除に関する誓約について同意する。

５　個人情報の取得と利用の同意

* 様式第１号（第５条関係）別紙２に基づき，個人情報の取得と利用について同意する。

６　添付書類

（１）国の補助金の交付申請に係る書類一式の写し

（２）国の補助金の交付決定通知書の写し

（３）その他中央会会長が必要と認める書類

様式第１号（第５条関係）

別紙１

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，補助金の交付の申請をするに当たって，また，補助事業の実施期間内及び完了後においては，下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることになっても，異議は一切申し立てません。

記

（１） 法人等（個人，法人又は団体をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２） 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３） 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。

（４） 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第１号（第５条関係）

別紙２

個人情報の取扱に関する同意事項

　　当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，広島県中小企業団体中央会（以下，「当会」）が補助金業務を実施するにあたり，以下の項目に同意する。

|  |
| --- |
| 1. 取得する情報

当会は，補助金の実施期間に以下の情報を取得します。 |
| １．氏名，生年月日，住所，電話番号，メールアドレス，口座情報等の補助事業者情報２．エネルギー消費量（計画値，実績値），発電量，売電量，買電量等のエネルギー使用情報３．製品名，型番，性能値等の設備情報４．その他，本事業に必要な情報 |
| ②利用目的当会は，取得した情報を以下の補助金業務に必要な範囲で利用し，それ以外の他の目的に利用することはありません。 |
| １．補助金の審査，管理，事業進捗状況の把握等２．当会の各種情報案内，アンケート・調査等の実施３．その他，補助金の運営に必要な業務 |
| ③安全管理措置　当会は，取り扱う個人情報の漏えい，滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のため，十分な対策を講じるとともに，補助金業務の達成に必要とされる正確性等を確保するために適切な措置を講じています。 |
| ④第三者への提供　当会は個人情報を第三者に提供するにあたり，以下の場合を除き,ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。 |
| １．法令により提供を求められた場合２．人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，ご本人の同意を得ることが困難であるとき３．国の機関又は地方共団体又はその委託を受けたものが法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，ご本人の同意を得ることにより補助金業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき４．当会の管理監督の下，補助金申請に必要な範囲内で第三者の協力が必要なとき |